

若年技能者人材育成支援等事業 実施要領（抄）

能発0516第25号
平成25年5月16日

改正 平成26年4月1日能発0401第13号

第3 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務について

1 ものづくりマイスターの認定要件及び対象分野について

- (1) 厚生労働省は、ものづくりマイスター制度の実施に必要な認定要件及び対象分野を定め、変更の都度、センター及び都道府県コーナーに通知するものとする。
- (2) 認定要件

次の①から③までの全てに該当すること。

- ① 次のいずれかに該当する技能士等であること。
ア 技能検定の特級・1級・単一等級の技能士
イ 上記アと同等の技能を有していると認められる者
ウ 技能五輪全国大会又は技能五輪国際大会レベルの技能競技大会の成績優秀者（上位第3位まで）
- ② 実務経験15年以上
- ③ 技能の継承や後進者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力がある者

(3) 対象分野（平成26年4月1日現在）

対象分野は、技能検定の職種のうち建設業及び製造業に該当する職種又は技能五輪全国大会の競技職種のうち建設業及び製造業に該当する職種としており、具体的には、次のとおり。

- ① 技能検定の職種のうち建設業及び製造業に該当する106職種
造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ、陶磁器製造、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試

験、機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、複写機組立て、電気製図、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装、プラスチック成形、強化プラスチック成形、貴金属装身具製作、時計修理、製版、印刷、製本、ロープ加工、情報配線施工、印章彫刻、義肢・装具製作

② 技能五輪全国大会の競技職種のうち建設業及び製造業に該当する34職種
メカトロニクス、電子機器組立て、電気、工場電気設備、ITネットワークシステム管理、情報ネットワーク施工、機械組立て、抜き型、精密機器組立て、機械製図、旋盤、フライス盤、木型、自動車工、構造物鉄工、電気溶接、自動車板金、曲げ板金、車体塗装、タイル張り、配管、石工、左官、家具、建具、建築大工、造園、冷凍空調技術、とび、貴金属装身具、洋裁、洋菓子製造、和裁、時計修理

(注)下線は同じ分野の職種(①(24職種)・②(28職種))

※網掛けは平成26年度からの追加職種。